



最近思うこと

企画財政局 吉良 寛

市内の中学生による「浮浪者」殺傷事件から一年。中曽根首相のキモ入りで、臨時教育審議会なるものが設置されることになった。この臨教審の眼目が学制改革にあるらしいことは、その設置の経緯から容易に推測しうる。早晩、自治体や現場レベルにも影響が及ぼされてくるに違いない（臨調と同様に）。私たち自治体職員としても、注目していく必要があるだろう。

いきおい戦前教育への回帰、ないし再評価といった論調も強まりつつある。そういう論に反対の人は、というところ、民主教育の落とし子たる子どもたちの反乱の大量現象を前に、反論には確信が乏しく、声は沈みがちなようだ。

しかし、曲がり角にきているのは敗戦後の教育であるうか。どこか外にお手本があり——それがドイツであれ、アメリカ、ソ連であれ——、全面的に模倣すればよかった時代、たのしくなくとも我慢しておけば将来ペイするんだという時代が、終わりつつあるのではないか。つまり、曲がり角にきているのは実は、明治以降の教育全体ではないだろうか。

何に価値があるのかをひとりひとりが決め、新しい現実の中で自分自身で学びとり、道をたどるのでなく道を創る——そういう力をつける教育の創造が、いま求められているのではないかと、と思う（参考『たのしい授業』四月号、仮説社 佐藤忠男・板倉聖宣対談）。

曲がり角の時代、危機的な時

在日外国人と国民年金

鶴見区役所 真野 保久

代を生きているということは、実はすばらしく張りのあることのように思う。そして、ぼくには、教育のみならず行政というものもまた、曲がり角にきているのではないかと、思えるのだ。

昨年十月二十日、在日外国人の国民年金に関し画期的な判決がでた。訴えていたのは韓国籍の金鉉鈞（キム・ヒョンジョ）さん。年金の受給権を満たすに十分な期間を掛けていながら、いざもう一段になると国籍要件を盾に支給できないという。一審は敗訴、二審の東京高裁で勝訴した。二審判決は、国際人権規約の批准や難民条約の発効を踏まえ、「国籍」による法律上の差別の矛盾と問題点を一つ一つ指摘。そして国民年金法の規定を杓子定規に解釈・運用した行政当局及び一審判決の硬直した姿勢を厳しく批判した。判決を受けて社会保険庁は、上告するかどうか検討していたが十一

月二日に上告を断念している。こうして金さんは、国民年金の受給権を得たが、その影響は大きかった。金さんと同じように外国籍で国民年金掛済の人たちに受給の道をひらき、制限されていた在日外国人の年金権の壁を、厚生省をして一気にとっぱらわせる国民年金法等改正案を用意させた。

在日外国人の社会的権利や人権は、この判決のように当然保障されてしかるべきだという風潮にはなってきたが、しかし、区役所の現場にいて見ていると、だいたいぶんギャップがあるなと思う。職員側に、在日外国人の圧倒的多数を占める在日朝鮮・中国人が異質な文化を持って生活しているれっきとした「地域住民」であるという意識が薄

く、どこかヨソ者という感覚が強い。彼らがなぜ日本に住むようになったのか、どのような想いで日々閉鎖的な日本社会で生きていのかといったことにはまったく無頓着と、思っている。したがって問題が出てきても、彼らがおかれている状況を検討することもせず、杓子定規な対応に終止ということになる。これではたして開かれた国際都市ヨコハマといえるのだろうか。

「調査季報」は職員が自由に意見を発表し討論する行政研究誌です。「行政研究」への投稿も歓迎します。二〇〇〇字詰五〇枚以内。都市科学研究室まで（電話六七一一二〇二九）。

この「読者のページ」へもご投稿ください。市政、都市問題、自治体問題等、題材は自由。七〇〇字以内。